



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 6 2 号 の 4

平成28年(2016年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第7号-第10号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年4月1日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査のテーマ及び選定理由

###### (1) 監査のテーマ

「市単独補助金の交付について」

###### (2) テーマの選定理由

補助金は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。本市においても、公益的な観点から多くの事業に対して補助金を交付しており、特に市が独自に交付する補助金(以下「市単独補助金」という。)については、市の施策を推進する上で重要な役割を担っている。したがって、補助金については、行政需要の変化に対応して絶えず必要性の検証や見直しを行い、適正かつ公正に執行する必要がある。

そこで、決算額が100万円未満の市単独補助金について、事務手続面に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することにより、補助事業の適正化を図るとともに、より効率的かつ効果的な補助金の執行に資することを目的とする。

##### 2 監査の対象

###### (1) 監査の対象課

監査の範囲に属する市単独補助金を交付した課(次の表に掲げる32課)

監査の範囲に属する市単独補助金を交付した課	
1 企 画 調 整 課	17 こども政策推進課
2 文 化 政 策 課	18 こども総合相談センター
3 歴 史 建 造 物 整 備 課	19 障 害 福 祉 課
4 税 務 課	20 健 康 政 策 課
5 商 業 振 興 課	21 環 境 政 策 課
6 ものづくり産業支援課	22 リ サ イ ク ル 推 進 課
7 労 働 政 策 課	23 景 観 政 策 課
8 クラフト政策推進課	24 緑 と 花 の 課

9 観 光 交 流 課	25 住 宅 政 策 課
10 プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 課	26 建 築 指 導 課
11 農 業 振 興 課	27 道 路 建 設 課
12 森 林 再 生 課	28 内 水 整 備 課
13 市 民 協 働 推 進 課	29 危 機 管 理 課
14 人 権 女 性 政 策 推 進 課	30 生 涯 学 習 課
15 市 民 ス ポ ー ツ 課	31 消 防 総 務 課
16 福 祉 総 務 課	32 予 防 課

(2) 監査の範囲

一般会計及び特別会計（公営企業特別会計を除く。）における補助金のうち、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）の規定に基づく補助金の交付事務のうち、市単独財源により交付されているもので下記に該当するもの。

ア 次のいずれにも該当するもの

- (ア) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行したもの
- (イ) 平成26年度に交付した補助金で、次年度以降も交付が予定されているもの
- (ウ) 平成26年度決算額が100万円未満の補助事業

イ 平成26年度に交付実績はないが、次年度以降も交付が予定されているもの

3 監査の期間

平成27年7月21日から平成28年3月24日まで

4 監査の方法

市単独補助金の交付に係る事務が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 補助金交付事務手続は適正に行われているか。
- (2) 補助金交付要綱等の内容は適正に定められているか。
- (3) 補助事業の遂行状況、実績の確認は適切に行われているか。
- (4) 補助事業の効果・成果の確認や検証は行われているか。
- (5) 社会経済情勢や行政ニーズの変化に応じた適切な見直しが行われているか。
- (6) 経済性、効率性及び有効性の観点から補助事業が実施されているか。

6 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一

第2 監査の結果

1 監査対象とした市単独補助金の交付状況について

(1) 局別の状況

平成26年度決算額が100万円未満の補助事業の状況

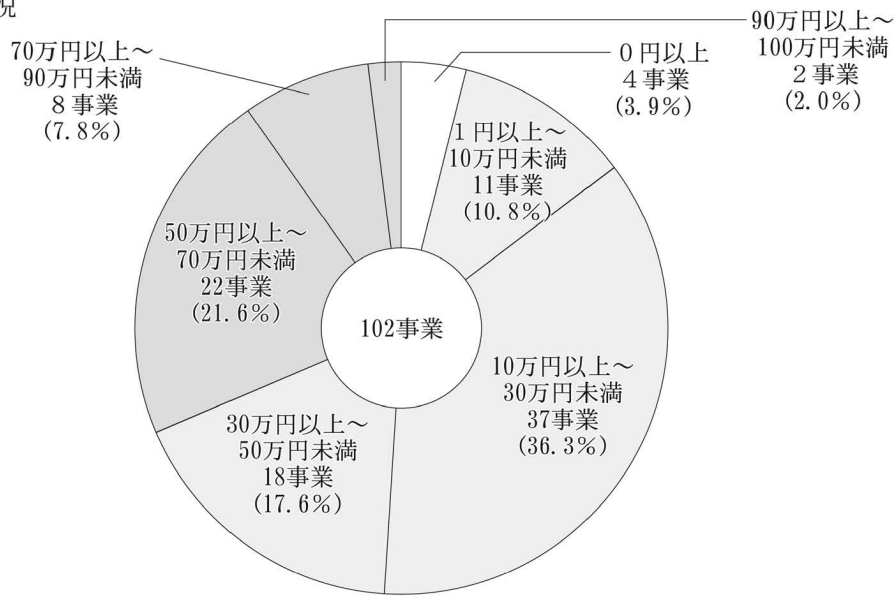
(単位：千円)

局 名	補 助 事 業 の 名 称	金 額
都市政策局	「学都金沢」地域づくり活動支援事業補助金 ほか3事業	1,970
総 務 局	金沢市納税協力会連合会運営費補助	600
経 済 局	問屋町活性化活動費補助 ほか22事業	8,640
農 林 局	農業近代化利子補給費 ほか17事業	5,973
市 民 局	学生のまち地域推進協定事業補助金 ほか6事業	2,470
福 祉 局	障害児福祉団体体育成補助 ほか11事業	3,520
保 健 局	休日保険薬局制度補助 ほか4事業	1,510
環 境 局	省資源対策推進事業補助金 ほか7事業	2,779
都市整備局	沿道景観形成協議会活動補助 ほか5事業	2,080

土 木 局	河川改修団体助成金 ほか2事業	668
危機管理監	金沢市災害対策資金融資利子補給費 ほか3事業	1,090
教育委員会	次世代指導者養成所事業補助金 ほか5事業	2,150
消 防 局	加賀とびはしご登り保存会運営事業費補助 ほか4事業	1,577
合 計		102事業 35,027

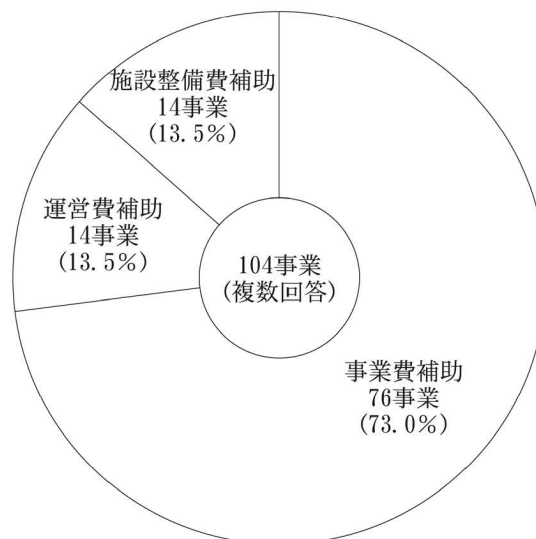
局別の状況を見ると、経済局が864万円（23事業）と最も多く、次いで農林局が597万3千円（18事業）となっている。

(2) 金額別の状況



金額別の状況を見ると、決算額が1円以上50万円未満の事業が66事業（64.7%）を占め、50万円以上100万円未満の事業が32事業（31.4%）、0円の事業が4事業（3.9%）あった。

(3) 目的別の分類

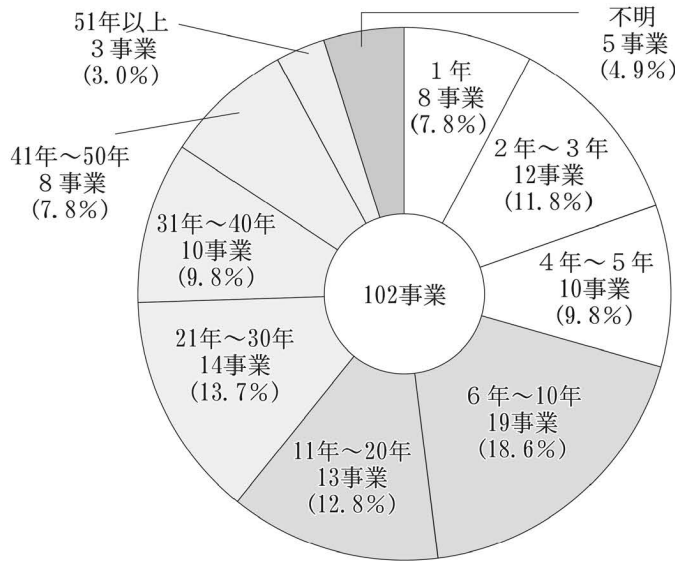


※1事業で複数の目的を有する場合は、各々1事業とみなした。

- (注) (1) 事業費補助とは、団体等が行った各種事業に要する経費に対する補助をいう。  
 (2) 運営費補助とは、団体等の運営に要する経費に対する補助をいう。  
 (3) 施設整備費補助とは、団体等が所有する施設の整備、改修等に要する経費に対する補助をいう。

目的別の分類を見ると、事業費補助が76事業（73.0%）と最も多く、次いで運営費補助14事業（13.5%）、施設整備費補助14事業（13.5%）となっている。

(4) 経過年数別の分類



経過年数別の分類を見ると、事業開始5年以内の事業が30事業（29.4%）である一方、事業開始から20年を超える事業が35事業（34.3%）を占めている。

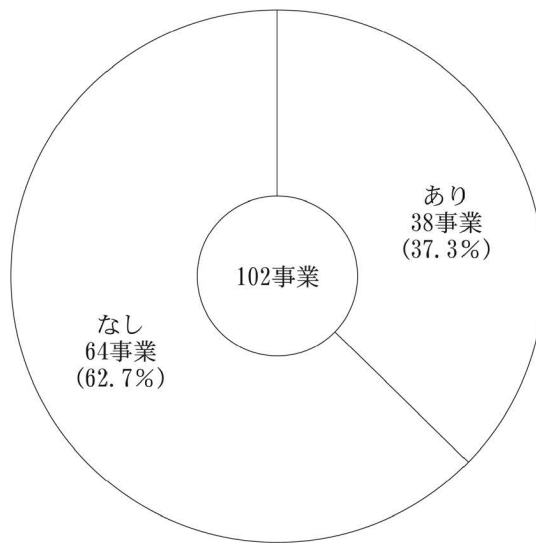
なお、事業開始から20年を超える事業（35事業）は、次のとおりである。

（単位：千円、年）

	補 助 事 業 の 名 称	金 額	経過年数
1	金沢市納税協力会連合会運営費補助	600	64
2	勤労者住宅建設資金利子補給費	165	60
3	中央公民館合唱団定期演奏会補助金	600	53
4	消防団機械器具置場等整備費補助	190	49
5	農業青年育成事業補助金	400	47
6	障害児福祉団体育成補助	190	44
7	保育団体等補助	650	43
8	世界連邦運動協会金沢市支部協議会活動事業補助金	50	43
9	金沢市防火協議会事業費補助	550	43
10	金沢市遺族連合会福利厚生事業	800	42
11	加賀とびはしご登り保存会運営事業費補助	550	42
12	商店街消雪装置電気料補助	714	38
13	各種スポーツ振興団体補助	750	38
14	更生保護法人徳風苑補助	100	38
15	河川改修団体助成金	380	38
16	勤労者小口資金利子補給費	58	37
17	休日保険薬局制度補助	250	37
18	産業発明教室開催事業補助	200	36
19	救急医療推進助成費	600	33
20	省資源対策推進事業補助金	500	33
21	危険ブロック塀等改善対策費補助	400	31
22	ふれあい運動会開催費補助	300	28
23	児童遊園整備費補助	480	28
24	日中友好交流促進事業補助金	100	27
25	精神障害者福祉団体事業費補助	95	27
26	親子療育のつどい開催助成費	380	26
27	国道157号（犀川大橋・野町3丁目）整備促進協議会補助金	238	23

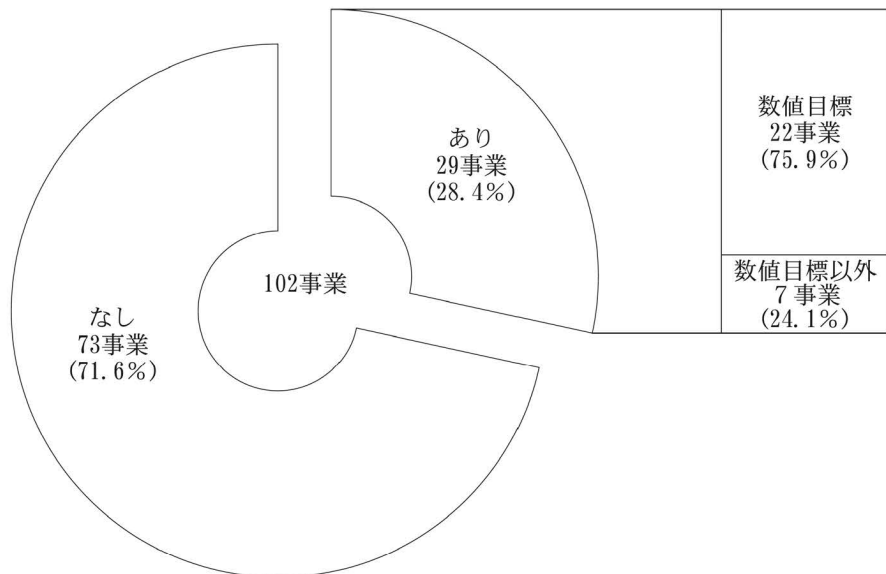
28	一般国道森本・金沢地区整備促進協議会事業補助金	50	23
29	勤労者育児・介護休業資金利子補給費	1	22
30	高砂合唱クラブ事業補助金	400	22
31	子ども・幼年消防クラブ育成事業補助	220	22
32	農業近代化利子補給費	26	21
33	石川県筋ジストロフィー協会金沢支部事業費補助	95	21
34	清水町地内関連整備費地元負担金補助	670	21
35	戸室新保地内関連整備費地元負担金補助	290	21

(5) 補助金交付要綱等の有無



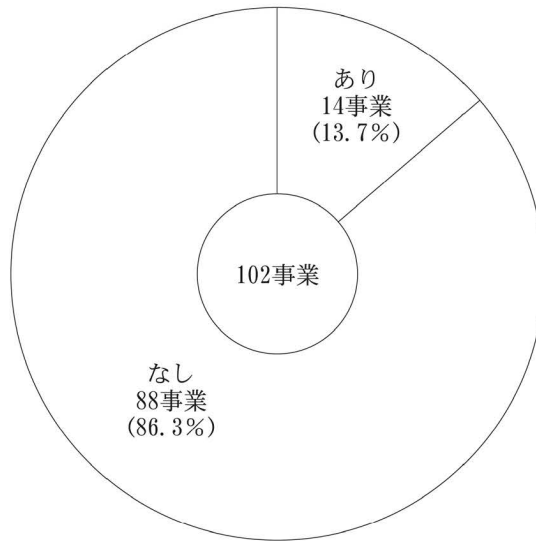
補助金交付要綱等の有無を見ると、要綱等を定めていない事業が64事業（62.7%）、要綱等を定めている事業が38事業（37.3%）となっている。

(6) 効果測定（事後評価や効果・成果の把握）の有無



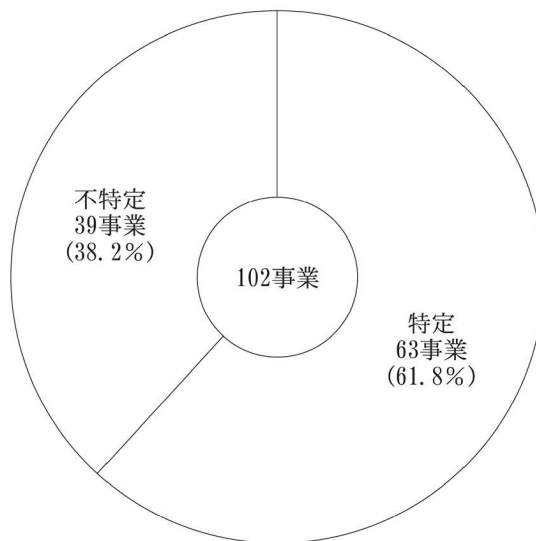
効果測定の有無を見ると、効果測定を実施していない事業が73事業（71.6%）、実施している事業が29事業（28.4%）となっている。なお、効果測定の実施方法については、数値目標が22事業（75.9%）、数値目標以外が7事業（24.1%）となっている。

(7) 終期設定の有無



終期設定の有無を見ると、終期設定を行っていない事業が88事業（86.3%）と全体の8割以上を占めている。

(8) 補助対象者の特定



補助対象者の特定を見ると、例えばある行事の実行委員会に対するものなど補助対象者が特定されている事業が63事業（61.8%）となっており、例えば生ごみ処理機の購入者に対するものや一定の地域づくり活動を行おうとする者等を公募して補助するものなど補助対象者が特定されていない事業が39事業（38.2%）となっている。

2 補助事業個別の改善事項

今回の監査では、事務手続面に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。その結果、下記のとおり改善を必要とする事業が見受けられたので、適正かつ効果的・効率的な事業執行となるよう検討されたい。

【総務局】

(1) 金沢市納税協力会連合会運営費補助（所管：税務課）

税務課では、市税に係る納税思想の高揚及び納期内納付の推進を目的に活動する金沢市納税協力会連合会に対して、連合会の諸事業に関する経費及び運営費に対して補助金60万円を交付しており、平成26年度の収支決算書及び事業実績は下記のとおりである。

## 平成26年度 収支決算書

(単位：千円)

科 目		決算額	
収 入	金 沢 市 補 助 金	600	
	雑 入 等	24	
	合 計	624	
支 出	会 議 費	9	
	事 業 費	協力会普及育成費	89
		機関誌発行費	21
		協力会長等研修費	477
		事 務 費 等	28
	合 計	624	

## 平成26年度 事業実績

実施月	項 目	実 施 内 容
H26. 4	第1回評議員会	納税功労者の選考 新年度事業等協議
H26. 5	金沢市納税功労者表彰式及び金沢市 納税協力会連合会第61回定時総会	金沢市納税功労者表彰式 定時総会
H26. 11	納税協力会長研修会	税理士による租税教室 税務課職員による納期内納付の推進 等について依頼 安江金箔工芸館、世界のガラス館、 サイエンスヒルズ小松視察
H27. 3	機関誌 「納税かなざわ」発行	軽四輪自動車等の税率変更について 平成27年度市税納期限・納税通知書 発送（予定）日

また、協力会数及び納期内納付率100%の協力会数の推移は下記のとおりである。

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協力会数A	275団体	266団体	258団体
納期内納付率 100%の協力会数B (B/A)	81団体 (29.5%)	73団体 (27.4%)	63団体 (24.4%)

近年、協力会数、納期内納付率100%の協力会数が減少傾向にある中で、補助金の多くが納税協力会長研修会に使われており、その内容は視察を中心としたものとなっていることから、連合会の組織強化及び活動目的に資するような補助事業となるよう事業内容の見直しを指導されたい。

## (改善意見)

金沢市納税協力会連合会運営費補助については、協力会数、納期内納付率100%の協力会数が減少傾向にあることから、連合会の組織強化及び活動目的に資するような補助事業となるよう事業内容の見直しを指導されたい。

## 【経済局】

## (2) 産業発明教室開催事業補助 (所管：ものづくり産業支援課)

ものづくり産業支援課では、産業財産権の取得、特許管理、新製品開発等に関する知識の向上を図ることに  
より、金沢市内中小企業及び個人の産業財産権の保護を図り、もって、本市ものづくり産業の振興に寄与する

ことを目的とし、一般社団法人石川県発明協会に対して、当該協会が実施する「産業発明教室」(年3回開催)に、補助金20万円を交付している。

平成26年度の産業発明教室の参加者内訳及び収支決算書は、下記のとおりである。

参加者の内訳 (平成26年度)

(単位：人)

区 分	第107回 (1回目)	第108回 (2回目)	第109回 (3回目)	合 計
石川県(外郭団体)職員、 金沢市外企業ほか	18	22	20	60
金沢市内の企業・個人	7	2	11	20
合 計	25	24	31	80

平成26年度 収支決算書

(単位：千円)

科 目		決算額
収 入	金 沢 市 補 助 金	200
	自 己 資 金	145
	合 計	345
支 出	会 場 設 営 費	32
	管 理 費	313
	講師謝金(3人分)	180
	講師・職員旅費	86
	周知案内	24
	その他	23
	合 計	345

平成26年度の参加者内訳を全3回の合計で見たと、全体の参加者(80人)に占める金沢市内の企業・個人の参加者(20人)の割合は、25.0%にとどまっている。

石川県(外郭団体)職員が多数を占め、金沢市外の企業の参加者も多いことから、補助のあり方を検討されたい。

(改善意見)

産業発明教室開催事業補助については、全体の参加者に占める金沢市内の企業・個人の参加者の割合が低いことから、補助のあり方を検討されたい。

(3) 子育てにやさしい事業所等保育環境整備助成金(所管：労働政策課)

労働政策課では、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を進め、ワークライフバランス、次世代育成支援対策を推進するため、定員5人以下の事業所内保育施設を整備する事業者に対して、施設改修費や運営費の一部について補助金を交付しており、補助制度の概要は下記のとおりである。

補助対象者	金沢市内に事業所を有する事業主又はその事業組合で次のいずれにも該当するもの ・一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていること。 ・認可外保育施設の設置を金沢市長に届け出ており、当該施設が国の認可外保育施設に対する指導監督要綱の基準を満たしていること。 ・設置した施設の児童受入れ数が、6人未満であること。			
対 象 経 費		助成率	限度額	対 象 経 費
	施設改修費	1/2	20万円	空調機設置、手洗い設置、カーペット等の床改修、遊具設置等
	運 営 費	1/2	80万円	保育従事者の人件費等

補助実績を見たところ、平成23年度の事業開始以来、利用事業者は1事業者にとどまっていることから、事業者のニーズの把握に努めるなどして補助事業のあり方について検討されたい。



## (改善意見)

子育てにやさしい事業所等保育環境整備助成金については、平成23年度の事業開始以来、利用事業者は1事業者にとどまっていることから、事業者のニーズの把握に努めるなどして補助事業のあり方について検討されたい。

## (4) 駅西夏まつり開催事業補助 (所管：観光交流課)

観光交流課では、金沢の玄関口にふさわしい賑わいを創出することや、各校下の新旧地域住民の連帯を深めることを目的に、駅西夏まつり大会実行委員会に対して、補助金20万円を交付している。

駅西夏まつりでは、金沢駅西地区の長田、戸板、西、鞍月及び諸江の各校下に伝わる伝承芸能の踊り等が披露されているが、当該夏まつりのパンフレットをみると、地区住民の連帯感を深めることを開催目的に掲げているものの、観光振興については明記されていない。また、当該交付団体は、地区住民を対象とした広報媒体で情報発信を行っているものの、観光誘客に向けた積極的な発信は見受けられない。

また、金沢市内の各地域には、古くから伝わる金沢固有の伝承芸能を発信しているまつりが多数存在するため、観光振興に寄与する事業として補助金を交付するに当たっては、公平性を確保する観点から慎重に精査する必要があるが、当該夏まつりを含め、これらのまつりが観光振興に寄与するものとする補助金の交付基準がない。

したがって、駅西夏まつり開催事業補助については、基準を整備した上で、補助すべき事業であるか検討されたい。

平成26年度 収支決算書

(単位：千円)

科 目		決算額	内 容
収 入	金 沢 市 補 助 金	200	
	自 己 資 金 等	2,350	
	合 計	2,550	
支 出	出 演 料	400	
	出 演 者 等 旅 費	100	
	会 場 設 営 料	1,050	
	人 件 費	600	20,000円×30人
	広告チラシ印刷代	310	310円×1,000枚
	切 手 代	90	90円×1,000円
	合 計	2,550	

## (改善意見)

駅西夏まつり開催事業補助については、観光振興に寄与するものとする補助金の交付基準がないことから、基準を整備した上で、補助すべき事業であるか検討されたい。

## 【福祉局】

## (5) 更生保護法人徳風苑補助 (所管：福祉総務課)

福祉総務課では、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対して、その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的として、更生保護法人徳風苑に対して、補助金10万円を交付している。

平成26年度の収支決算書を見たところ、石川県共同募金会等からの寄附金や法務省の更正保護委託費が主要な財源となっており、当該事業の決算規模からすると、本市の補助率は約0.2%と極めて低い状況にあることから、補助金の必要性を精査し、見直しを検討されたい。

## 平成26年度 収支決算書

(単位：千円)

科 目		決算額	内 容
収 入	金沢市補助金	100	
	寄 附 金	1,328	石川県共同募金会・更生保護女性会等
	助 成 金	895	石川県更生保護事業協会等
	更生保護委託費	48,232	法務省の保護委託費
	そ の 他	554	任意保護者の食費・宿泊費等
	合 計	51,109	
支 出	経 営 管 理 費	3,074	会議費、交際費、旅費交通費、光熱水費、給与等
	事 務 費	27,723	減価償却費、賃借料費等
	補 導 費	463	教養費、食糧費等
	宿 泊 保 護 費	10,326	保健費、光熱水費等
	予 備 費	9,523	
	合 計	51,109	

## (改善意見)

更生保護法人徳風苑補助については、本市の補助率は極めて低い状況にあることから、補助金の必要性を精査し、見直しを検討されたい。

## 【市民局】

## (6) スポーツ交流事業費補助(所管：市民スポーツ課)

市民スポーツ課では、金沢市体育協会又は協会に加盟する競技団体と交流都市等とがスポーツを中心とした交流を通じて友好と親睦を深め、また住民相互のスポーツの振興を図ることを目的に交流活動の実施に要する費用に対して補助金を交付しており、平成26年度は、有田市・金沢市スポーツ交流会を実施した金沢市体育協会に対して、補助金26万円を交付している。

## 平成26年度 収支決算書

(単位：千円)

科 目		決算額	内 容
収 入	金沢市補助金	260	
	自己資金等	130	
	合 計	390	
支 出	食 糧 費	257	レセプション、昼食、お茶
	会 場 使 用 料	23	金沢市総合体育館
	表 彰 費	100	トロフィー購入費
	お 土 産	10	選手、役員
	合 計	390	

平成26年度の収支決算書を見たところ、レセプションなどの食糧費に約25万7千円が支出されており、これは事業費全体の65.9%を占めている。しかし、「補助金の見直し基準」(平成19年3月20日市長決裁)によれば、補助対象経費に交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は含まないこととされていることから、交付要綱等において対象経費を限定するなど補助のあり方について見直しを図られたい。

## (改善意見)

スポーツ交流事業費補助については、支出の6割以上を食糧費に充てていることから、交付要綱等において対象経費を限定するなど補助のあり方について見直しを図られたい。

## 【環境局】

## (7) 住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助(所管：環境政策課)

環境政策課では、ホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS：電化製品ごとの電気使用状況をモニターで確認できる機器）の普及を推進することで、家庭における電気使用習慣の改善と節電意識の向上を図ることを目的に、自己等が所有し自己が居住する戸建ての住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に当該システムを設置した者に対して補助金を交付している。

補助金額の算定及び近年の補助件数は下記のとおりである。

【補助金額の算定】

HEMSのみを設置（単独設置）の場合

（補助対象システムの設置経費－一般社団法人環境共創イニシアチブ補助金額）

× 1 / 4（限度額20,000円）

【補助件数の推移】

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度
H E M S 単 独	27	2
太陽光発電システム併設	153	115
合 計	180	117

※平成25年度より、HEMSの併用を個人住宅用太陽光発電システム設置費の補助要件としている。

補助件数の推移を見ると、平成26年度は前年度と比べ大幅に減少している。また、HEMS単独の補助件数は、個人住宅用太陽光発電システム設置費補助との併用での補助件数に比べ少ない。

このことから、HEMS単独の補助制度に対して需要があるとは言い難いため、補助事業のあり方について検討されたい。

（改善意見）

住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助については、HEMS単独の補助件数が少ないことから、補助事業のあり方について検討されたい。

### 3 まとめ

昨年度から2か年にわたり「市単独補助金の交付について」をテーマに監査を実施したところであるが、2か年を通じて以下に示す共通の問題点が認められた。昨年度の改善意見に基づき適宜見直しが行われているものもあるが、今後も事業の見直しや新規事業の開始に当たっては、以下の問題点に十分留意し、市単独補助金の適正かつ公正な事務執行により一層努められたい。

(1) 終期設定について

補助事業の経過年数と終期設定

（単位：事業）

区分	経過年数	～5年	6年～20年	21年～	不 明	合 計
	100万円未満の事業 （うち終期設定を行っている事業）	30 (7)	32 (3)	35 (3)	5 (1)	102 (14)
100万円以上の事業 （うち終期設定を行っている事業）	47 (19)	64 (10)	66 (1)	13 (0)	190 (30)	
合 計 （うち終期設定を行っている事業）	77 (26)	96 (13)	101 (4)	18 (1)	292 (44)	

終期設定を行っている事業の経過年数別の割合

（単位：事業）

区分	経過年数	～5年	6年～20年	21年～	不 明	合 計
	終期設定を行っている事業	26 8.9%	13 4.5%	4 1.4%	1 0.3%	44 15.1%

平成19年に策定された「補助金の見直し基準」には、「同一交付先への長期間の補助は、団体等の自主自立

を妨げることから、1団体等に交付する期間の終期を設定する。交付期間の目安は、原則3年以内とする。制度補助金の場合は、長期化の弊害を防ぐため、制度自体の終期を設定する。制度期間の目安は、原則5年以内とする」とある。しかし、終期設定の状況を見ると、監査の対象となった292事業のうち終期設定を行っている事業は44事業(15.1%)となっている。さらに、事業開始から20年を超える事業で終期設定を行っている事業は4事業であり、全事業に占める割合は1.4%にとどまっている。

このことから、補助対象者の自立促進及び事業効果検証の機会とするためにも終期設定を徹底する必要がある。

(2) 効果測定(事後評価や効果・成果の把握)について

効果測定の有無

(単位:事業)

区 分	あ り	な し	合 計
100万円未満の事業	29	73	102
100万円以上の事業	77	114	191
合 計	106	187	293

※100万円以上の事業の中には1事業で複数の補助金があり、効果測定を行っている補助金と行っていない補助金がある事業について、各々1事業とみなしたものを含む。

効果測定の有無を見ると、監査対象となった293事業の36.2%(106事業)で効果測定が行われていた。しかし、前年度実績を目標値としている事業や過去数年の平均を目標値としている事業など、有効な効果測定が行われているか疑問のある事業が散見された。また、そもそも6割以上の事業で効果測定が行われていなかった。

国の政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)には、政策評価に当たって、下記の5つの観点が示されている。

- ・必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与のあり方からみて当該政策を行政が担う必要があるか
- ・効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係
- ・有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られることが見込まれる政策効果との関係
- ・公平性の観点…行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されたものとなっているか
- ・優先性の観点…上記4つの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

また、政策効果の把握に当たっては、できる限り政策効果を定量的に把握できる手法を用いるものとし、これが困難な場合は定性的に把握する手法を用いるが、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとされている。

各事業担当課においては、これらの観点や政策効果の把握方法などを参考に、当該事業の継続、見直し、廃止等について補助対象者や市民に明確な説明ができるよう適時適切に効果測定を行われたい。

また、補助金については、それを媒介とした団体等と行政との間に築かれた関係から生じる既得権益や前例といったしがらみが生じることなども考えられることから、各事業担当課以外の者により定期的に効果測定を行うなど、効果測定に実効性を持たせるための仕組みづくりが望まれる。

(3) 補助実績が少ない事業について

監査対象とした補助事業の中には、補助実績がない事業や補助実績が少ない事業が見受けられた。その原因としては、ニーズと補助事業のミスマッチが考えられる。特に普及奨励的な補助事業においては、補助対象となるものが一定数以上普及することによってはじめて事業効果が現れるものもある。

このことから、補助事業の制度設計に当たっては、広く情報を収集しニーズの把握に努め、十分な事業効果が得られるものとなるよう取り組まれない。

●金沢市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年4月1日

金沢市監査委員 西 村 賢 了  
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
 金沢市監査委員 田 中 展 郎  
 金沢市監査委員 松 井 純 一

## 1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	企業局 営業開発課	金沢市企業局ガスショールーム建設工事 (建築工事)	274,546,800	H26.10.20～ H27.7.31	H26.12.8～ H28.3.24
2	企業局 建設課	水道基幹管路耐震化事業(26-2工区)配 水本管及び配水管改良工事	99,126,720	H26.9.24～ H27.7.15	H26.11.10～ H28.3.24
3	企業局 建設課	浅野本町ほか5町地内ガス管改良工事(そ の2)	20,644,200	H26.9.24～ H27.7.15	H26.11.10～ H28.3.24
4	企業局 建設課	水道基幹管路耐震化事業(27-3工区)配 水本管及び配水管改良工事	53,283,960	H27.5.20～ H27.8.25	H27.7.21～ H28.3.24
5	生涯学習課	戸板会館(仮称)建設工事(建築工事)	164,052,000	H26.8.28～ H27.8.31	H26.10.6～ H28.3.24
6	教育総務課	金沢市立鞍月小学校屋内運動場改築工事 (建築工事)	409,860,000	H26.9.9～ H27.9.17	H26.11.10～ H28.3.24
7	教育総務課	金沢市立紫錦台中学校屋内運動場改築工事 (建築工事)	675,000,000	H26.9.8～ H27.9.30	H26.11.10～ H28.3.24
8	企業局 水処理課	平成26年度 浅野ポンプ場系統導水管耐震 化工事	121,832,640	H27.3.4～ H27.10.30	H27.5.12～ H28.3.24
9	道路建設課	大浦千木町線地盤改良工事(大浦町その1)	136,562,760	H27.6.29～ H27.11.13	H27.8.10～ H28.3.24
10	教育総務課	味噌蔵町小学校校舎耐震補強工事第2期 (建築工事)	171,823,680	H27.3.16～ H27.10.30	H27.5.12～ H28.3.24
11	企業局 建設課	光が丘1丁目地内ガス管及び配水管改良工 事(その2)	36,132,480	H27.6.1～ H27.10.30	H27.7.21～ H28.3.24
12	企業局 建設課	長田2丁目ほか2町地内配水管改良工事	49,765,320	H27.2.4～ H27.11.30	H27.4.6～ H28.3.24
13	市営住宅課	緑住宅建設工事第2期(建築工事)	480,600,000	H26.9.8～ H27.11.20	H26.11.10～ H28.3.24
14	教育総務課	金沢市立小坂小学校校舎耐震補強工事第3 期(建築工事)	268,570,080	H27.3.16～ H27.12.18	H27.4.6～ H28.3.24

## 2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一、福田太郎、横越 徹、新村誠一

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。
- ・横越 徹、新村誠一は平成27年5月1日に退任し、代わって同月15日に田中展郎、松井純一が就任した。

## 3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

## 4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年4月1日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年3月3日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月11日（平成22年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>収納事務</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が遞減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。</p>	<p>償還意識を喚起するため、平成26年度から桃色の封筒で催告状を送付するとともに、平成27年度には滞納整理事務のマニュアルを整理し、償還指導の対応を確実なものにし、徴収強化を図ったところ、収納率が2年連続で上昇した。</p> <p>今後も早期滞納者が長期滞納者になることを抑制するための徴収を強化していきたい。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年3月3日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>未収金管理事務</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が遞減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。</p>	<p>償還意識を喚起するため、平成26年度から桃色の封筒で催告状を送付するとともに、平成27年度には滞納整理事務のマニュアルを整理し、償還指導の対応を確実なものにし、徴収強化を図ったところ、収納率が2年連続で上昇した。</p> <p>今後も早期滞納者が長期滞納者になることを抑制するための徴収を強化していきたい。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年3月3日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日（平成26年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>未収金管理事務</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。</p>	<p>償還意識を喚起するため、平成26年度から桃色の封筒で催告状を送付するとともに、平成27年度には滞納整理事務のマニュアルを整理し、償還指導の対応を確実なものにし、徴収強化を図ったところ、収納率が2年連続で上昇した。</p> <p>今後も早期滞納者が長期滞納者になることを抑制するための徴収を強化していきたい。</p>

2 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成28年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等          市民局市民スポーツ課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成27年8月21日（平成27年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>建築物等の劣化状況等の定期点検や消防設備の保守点検について、一部のスポーツ施設及び小学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p>	<p>市民野球場において指摘のあった不備事項については、修繕工事を行うなど必要な措置を講じた。今後、施設の適正な管理に努めていく。</p>

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年4月1日

金沢市監査委員    西    村    賢    了  
 金沢市監査委員    中    島    秀    雄  
 金沢市監査委員    田    中    展    郎  
 金沢市監査委員    松    井    純    一

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成28年3月17日
- (2) 措置を講じた部局等          市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日      平成24年4月11日（平成24年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・ 共済費追加費用の負担に要する経費 意見</p> <p>共済追加費用の負担に要する経費に対する繰入れについては、国の繰出基準に合わせ、職員の増加分の掛け金について行うことが適当である。</p> <p>・ 貸倒引当金の設定について 意見</p> <p>地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定して、資産</p>	<p>当該費用の負担に要する一般会計からの繰入金については、平成25年度当初予算から、国の基準どおりに計上し、適正化を図った。</p> <p>地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度から、診療報酬債権に対する貸倒引当金を計上し、適正化</p>

<p>評価を正しく実施できるようにする必要がある。</p> <p>・棚卸資産（貯蔵品）について 意 見 新地方公営企業会計基準の趣旨も踏まえ、薬品等についても棚卸資産として計上することが適切である。</p> <p>・固定資産管理について 意 見 地方公営企業会計の会計事務に関する研修を実施するなど、職員の資質向上のための仕組み作りが必要である。</p> <p>・退職給与引当金について 意 見 平成25年4月1日施行予定の新地方公営企業会計基準では、退職給与引当金の計上が義務化されることから、今後の対応について早急に検討する必要がある。</p> <p>・修繕引当金について 意 見 修繕引当金については、財政健全化法の趣旨に則り、予算執行残高を引当計上する必要がある。また、定期的に修繕費率を見直すとともに、必要に応じて特別修繕引当金を計上することが望まれる。</p>	<p>を図った。</p> <p>地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度から、薬品等を棚卸資産（貯蔵品）として計上し、適正化を図った。</p> <p>職員の資質向上を図るため、新たに会計事務を担当することとなった職員は、地方公営企業会計の会計事務に関する実務研修会を受講することとした。</p> <p>地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度から、簡便法による期末要支給額を退職給付引当金として計上することとし、従来の退職給与引当金との差額を一括計上した。</p> <p>平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、修繕引当金の要件を満たさないものは計上が認められないとして、平成25年度末残高の全額を取り崩し、適正化を図った。また、特別修繕引当金については、法令等に基づく定期的な大規模修繕に該当しないことから、計上しないこととした。</p>
--	---

<p>平成28年(2016年)4月1日 印刷 平成28年(2016年)4月1日 発行 定価 120円</p>	<p>発行人 発行所 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地</p>	<p>金 沢 市 金 沢 市 役 所 (株) 共 栄</p>
--	---	--